

議案第 52 号

令和 3 年度宝塚市一般会計補正予算(第15号)

資料1-2 (48)(49)病院事業会計補助金

退職手当組合負担金の会計間調整に係る経緯について

退職手当組合負担金の会計間調整に至った経緯は以下のとおりです。

1 新地方公営企業会計基準について

新地方公営企業会計基準が平成 26 年度決算から適用され、退職給付引当金の計上が義務化されました。平成 26 年度末までに病院事業が兵庫県市町村職員退職手当組合(以下、「組合」という。)に納付した負担金の累計額は、退職した職員に支給された退職手当の累計額を 3,471,848,371 円上回っており、退職給付引当金 1,868,294,308 円を差し引いた 1,603,554,063 円を前払退職手当組合負担金として固定資産に計上しました(平成 26 年度決算)。

2 市立病院の経営に与える影響と現在の負担金率について

組合は市の各会計間での調整は行わないとの整理であるため、市立病院が組合に対してこの債権を回収することはできず、当時の負担金算出方法が継続されれば、将来に向かって実質的な資産性がない固定資産が積み増しされていくと見込まれたことに加えて、現金で支出される負担金は資金繰りを圧迫する要因でした。

このようなことから市より組合に職種別負担金率制度等の導入に係る申し入れを行い、組合の専門委員会にて検討された結果、加入全市町の病院事業に適用する負担金率は平成 29 年度より 155/1000 から 75/1000 に引き下げられています。

※ 退職手当組合負担金は職員の給料月額に負担金率を乗じて決定されます。

3 会計(市、上下水道局、市立病院)間の調整について

各会計間の調整について、市及び上下水道局と病院で協議を重ねた結果、平成 27 年度病院事業会計決算の貸借対照表に資産として計上した前払退職手当組合負担金 1,969,233,252 円を、平成 30 年度から令和 24 年度の 25 箇年で病院事業に調整金として支払う旨の協定を平成 30 年 6 月 5 日付で締結しました。調整金の分担は次のとおりです。

(1)総額 1,969,233,252 円

(2)内訳 市 1,612,802,033 円、水道事業会計 317,046,554 円、下水道事業会計 39,384,665 円